

# 令和8・9年度志布志市入札等参加資格審査申請提出要領（建設工事）

志布志市建設工事入札参加資格審査及び指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱（平成18年志布志市告示第18号）に基づき、令和8・9年度志布志市入札等参加資格審査申請を下記のとおり受け付けます。

申請方法は、原則【オンライン申請】となります。オンラインで申請できる環境にない事業者のみ郵送で提出してください。  
なお、1事業所につき、委任できる事業所は1か所のみとなりますので、併せてご注意ください。

## 記

### 1 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月13日（金）まで

※市内、準市内、市外の各事業者共通の期間です。

※【オンライン申請】は受付最終日の17時まで、【郵送】は受付最終日必着となります。ご注意ください。

### 2 有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

### 3 提出方法及び提出先

#### (1) オンライン申請 【原則、全ての事業者】

※「LOGOフォーム」の申請用URLから本申請へ進み、必要箇所の入力と、必要書類を添付して送信してください。  
申請用フォームのURLは次のとおりです。

【(市内) 建設工事】又は【(準市内) 建設工事】専用 <https://logoform.jp/form/E4pV/1245031>

【(市外) 建設工事】専用 <https://logoform.jp/form/E4pV/1269938>

#### (2) 郵送申請 【オンライン申請が不可能な方のみ】

※必ず配達が確認できる簡易書留、宅配便等で提出してください。

※従前の申請のように、紙ファイルに綴って提出する必要はありません。

## 《提出先》

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 志布志市役所財務課財務グループ契約担当

【問合せ先】志布志市役所財務課財務グループ契約担当 電話 099-472-1111（内線424）

※松山支所・有明支所では受付できません。

**※提出書類を直接持参されることはご遠慮ください。**

## 4 申請者の資格

入札参加資格は、次のいずれにも該当することを条件とします。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (3) 志布志市が行う契約からの暴力団排除措置に関する規程(令和元年志布志市訓令第4号)第3条に該当しない者であること。
- (4) 資格審査を申請する日の直前の営業年度終了日(以下「審査基準日」という。)を基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(以下、「経営事項審査」という。)を受けた者であること。
- (5) 資格審査を申請する建設工事について審査基準日から直前2年間に工事実績を有する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しない事業主であること。  
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの  
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出を行っていないもの  
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を行う事業主であって、同法第7条の規定による被保険者となったことの届出を行っていないもの

## 5 業者区分

- (1) 市内業者=志布志市内に本社、本店等の事務所を有する者で、「6」の市内業者の取扱基準を満たすもの
- (2) 準市内業者=志布志市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等委任先を市内に有する者で、「7」の準市

内業者の取扱基準を満たすもの

(3) 市外業者 = (1) 及び (2) 以外の法人

※準市内業者については、新規での格付は行いません。ただし、現在、志布志市の入札参加資格の格付区分名簿に登載されている支店、営業所等については、基準を満たす場合に限り、引き続き格付を行います。

## 6 市内業者の取扱基準

志布志市内に主たる営業所を有する建設業者の基準として、次の事項を全て満たしていることを条件とします。

(1) 志布志市において次のとおり事業所の登録がされていること。

ア 法人の場合、令和7年度において、法人市民税が課税されていること。

イ 法人以外の場合、市内事業所での経営規模評価等を申請し通知を受けていること。

ウ 志布志市住民税の特別徴収事業所であること。

(2) 現に事業所の形態を有し、事業所の名称（看板・表札）が表示されていること。

(3) 事業所内において電話・机・事務機器・什器備品等を備えていること。

(4) 正規職員を配置していること。

(5) 常勤技術職員（パートタイマー、臨時雇用を除く。）を配置していること。

## 7 準市内業者の取扱基準

志布志市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等（契約相手方）を市内に有する建設業者の基準として、次の事項を全て満たしていることを条件とします。

(1) 志布志市内に住所を有する正規職員を**3人以上**配置していること。

(2) 常勤技術職員（パートタイマー、臨時雇用を除く。）を配置していること。

## 8 新規市内業者の「格付」取扱基準

志布志市内に主たる営業所を有する建設業者のうち、新たに市内建設業者として登録を申請する業者の「格付」基準として市内業者の取扱基準に加え、次の事項を全て満たしていることを条件とします。

(1) 「令和7・8年度 鹿児島県建設工事入札参加資格格付」を有していること。

(2) 志布志市内に住所を有する正規職員を2人以上雇用していること。

※市で格付を行う工種に限ります。

9 令和8・9年度志布志市建設工事等入札参加資格格付のAランク業者取扱基準

「格付」の【土木一式工事】、【建築一式工事】及び【舗装工事】において、それぞれAランクに格付する業者の基準として、志布志市内に住所を有する正規職員を3人以上雇用していることを条件とします。

10 提出書類及び記入要領等順序

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
1	・一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 ・競争参加資格希望業種表	様式1 様式2	○ ○	・様式1については、郵送申請で提出する際に必要な書類です。  オンライン申請で提出する場合は必要ありません。  ※押印不要	郵送申請業者のみ 全業者
2	建設業許可証明書	—	○	・直近の許可証を提出してください。  ※更新中の場合を除き原本証明は不要です。  ※有効期間開始前に許可証の有効期限を迎える場合、令和8年3月末日までに更新後の許可証を必ず提出してください。  ※2年間の有効期間中に許可証の有効期限を迎える場合、速やかに更新後の許可証を提出してください。	全業者
3	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	—	○	・最新のものを提出してください。  ※2年間の有効期間中に新たに経営事項審査を受け、通知書を受領した場合、速やかに最新の通知書を提出してください。	全業者
4	工事経歴書又は工事実績調書 (過去2年分)	—	○	・経営事項審査で添付したものを作成して提出してください。	全業者
5	技術職員名簿	—	○	・経営事項審査で添付したものを作成して提出してください。	全業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象						
6	誓約書・自己及び自社の役員等の名簿	様式5	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己及び自社の役員等の名簿で報告すべき対象者（監査役又はこれに準ずる者を除く。）           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事業所その他これらに準ずるもの）をいう。以下この欄において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</li> <li>(2) 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他(1)に掲げる者と同等の責任を有する者</li> <li>(3) 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者</li> </ul> </li> <li>・自己及び自社の役員等の名簿は、役員全員の「役職名」「氏名」「性別」「生年月日」「住所」を必ず全て入力してください。この情報を目的外に使用することはありません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">※押印不要</p>	全業者						
7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">法人</td> <td>「法人税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の3）</td> </tr> <tr> <td>国税</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">個人</td> <td>「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の2）</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	法人	「法人税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の3）	国税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">個人</td> <td>「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の2）</td> </tr> </table>	個人	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の2）	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署で交付を受けてください。 ※発行後3か月間有効</li> </ul>	全業者
法人	「法人税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の3）										
国税	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">個人</td> <td>「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の2）</td> </tr> </table>	個人	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の2）								
個人	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」納税証明書（その3の2）										

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象	No
8	都道府県税	都道府県税について未納がないことの証明	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県地域振興局又は各支庁県税課等で交付を受けてください。</li> <li>※発行後3か月間有効</li> <li>・委任先があり、委任先の所在地で課税されている場合、委任先の所在地で取得した証明書を提出してください。</li> <li>・所在地が東京23区内の法人の場合、「法人都民税」に未納がないことを証明する納税証明書の交付を受けてください。</li> </ul>	全業者
9	市町村税	市町村税について未納がないことの証明（完納証明書等）	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の税務課等で交付を受けてください。</li> <li>※発行後3か月間有効</li> <li>・委任先があり、委任先の所在地で課税されている場合、委任先の所在地で取得した証明書を提出してください。</li> <li>・所在地が東京23区内の法人の場合、「法人都民税」に未納がないことを証明する納税証明書の交付を受けてください。</li> </ul>	全業者
10	市町村税 (代表者分)	事業所代表者分の市町村税について未納がないことの証明	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村の税務課等で、市内及び準市内事業者代表者分の交付を受けてください。（委任先の場合は、委任先の代表者）</li> <li>※発行後3か月間有効</li> </ul>	市内 準市内
11	法人	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局で交付を受けてください。</li> <li>※発行後3か月間有効</li> </ul>	全業者
	個人	身分証明書			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地のある市区町村で交付を受けてください。</li> <li>※発行後3か月間有効</li> </ul>	
12	法人	印鑑証明書	—	○	<p style="color: red;">・実印での取引となる場合のみ、提出してください。「19」の使用印鑑届を提出する場合は、本証明書の提出は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人：法務局で交付を受けてください。</li> <li>・個人：市区町村で交付を受けてください。</li> </ul>	該当業者
	個人	印鑑登録証明書			<p style="color: red;">※複写を提出する場合、複写時に証明書の複写倍率を変更せずに提出してください。</p>	

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
13	労災保険料納入証明書	(参考 様式1)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>お近くの労働基準監督署で証明を受けてください。（所轄の労働局へ郵送で請求することもできます。）</li> <li>本人・家族・夫婦のみで施工しており、労災保険料の納付がない場合は、申立書（参考様式1）を提出してください。</li> </ul>	全業者
14	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	(参考 様式2)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>「経営規模等評価結果通知書」において加入「有」になっている場合は、提出不要です。</li> <li>建退共に加入しているが履行がないといった理由で加入・履行証明書の提出ができない場合は、共済契約者証の写しを添付してください。</li> <li>常勤役員、常勤職員のみで施工している場合は、申立書（参考様式2）を提出してください。</li> </ul>	全業者
15	事業所に関する誓約書 【建設工事共通】	様式7	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容をよく確認の上、提出してください。 ※これらの内容を確認するために必要な添付資料の提出は不要です。</li> <li>誓約書の内容を全て満たしていない場合、入札等参加資格を申請することはできませんのでご注意ください。※押印不要</li> </ul>	全業者
16	市内業者に準じた取扱申請書	様式10	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>準市内業者のみ、内容を記載し提出してください。 ※押印不要</li> </ul>	準市内
17	市税等納付、申告状況及び事務所実態調査等に関する同意書	様式11	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内及び準市内業者のみ、内容を確認し同意の上、提出してください。 ※押印不要</li> </ul>	市内 準市内
18	委任状	様式12	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する場合は提出が必要です。 ※1事業所につき、委任できる事業所は原則1か所のみとなります。</li> </ul>	該当業者

No	提出書類	様式	複写	摘要	提出対象
19	使用印鑑届	様式13	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引に使用する印鑑を押した使用印鑑届の原本又はデータを提出してください。</li> </ul> <p style="color: red;">※「12」の印鑑証明書又は印鑑登録証明書を提出する場合は、 本届の提出は不要です。      ※使用印鑑（枠内）のみ押印</p>	該当業者
20	郵便ハガキ又は返信用封筒 <u>(返信先を記載し、切手を貼付したもの)</u>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の資格審査申請の結果通知を送付する際に使用しますので、郵送申請の場合は、返信できるハガキ又は封筒を必ず提出してください。</li> <li>オンライン申請の場合、提出は必要ありません。登録申請後、入力された通知用のメールアドレス宛に「送信完了」の自動配信メールが届きます。メール本文にあるURLから申請状況を隨時確認することが可能で、審査後の登録完了の通知もこちらで行いますので、郵送による結果通知は行いません。</li> </ul>	郵送申請業者のみ

## 11 経常建設共同企業体による競争入札参加資格審査申請

志布志市建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（令和元年志布志市告示第8号）に基づき、経常建設共同企業体による競争入札参加資格審査申請を行う場合は、別途「経常建設共同企業体による競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要となりますのでご注意ください。